平成２９年（フ）第３５０号
仙台市青葉区中山７丁目12番３号　フォーレストＫ１―202
債務者　原　　恵美
1　決定年月日時　平成29年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月８日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第３５２号
仙台市太白区茂庭台４丁目３番11―610号
債務者　新酒　良子
1　決定年月日時　平成29年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月８日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第２０５号
兵庫県姫路市白浜町寺家２丁目84番地　ソレイユ白浜北Ⅰ　103
債務者　吉村　和洋
1　決定年月日時　平成29年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月８日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第３７６号
広島市東区福田５丁目1923番地８
債務者　新村　伸枝
1　決定年月日時　平成29年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月８日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１９１号
熊本市北区楠１丁目21番１―207号　楠団地20棟、前住所熊本県菊池郡大津町美咲野４丁目17番10号
債務者　渡邉のり子（旧姓尾藤）
1　決定年月日時　平成29年６月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月８日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第２１０号
熊本県上益城郡御船町大字木倉408番地５
債務者　上野　彰久
1　決定年月日時　平成29年６月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月８日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第４７号
鹿児島県薩摩川内市勝目町5244番地10　中央ハイツＶ202号
債務者　下園　啓介
1　決定年月日時　平成29年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月８日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２９年（フ）第１２８号
山梨県甲府市上曽根町2883番地１、前住所山梨県甲府市大里町1722番地８　ウィンヒル303
債務者　荒井由美子（旧姓阿部）
1　決定年月日時　平成29年６月９日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月９日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１００号
大分県臼杵市大字戸室478番地の２　板井貸家Ａ
債務者　藤井　孝則
1　決定年月日時　平成29年６月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月９日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第１５号
沖縄県名護市字川上267番地　丸新コーポ105号
債務者　新城　健吾
1　決定年月日時　平成29年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月11日まで
那覇地方裁判所名護支部

平成２９年（フ）第６１号
北海道苫小牧市大成町１丁目５番５―301号
債務者　藤盛　　翼
1　決定年月日時　平成29年６月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月14日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２９年（フ）第１１号
福島県西白河郡矢吹町文京町227番地２　メープル幸田205号室
債務者　坂路　秀信
1　決定年月日時　平成29年６月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月14日まで
福島地方裁判所白河支部破産係

平成２９年（フ）第５４号
茨城県龍ケ崎市佐貫３丁目12番地２エンゼルハイム佐貫第５棟307号室、前住所茨城県龍ケ崎市久保台４丁目１番地７ウッドパーク四季の丘イーストＥ棟208号室
債務者　金森　征也
1　決定年月日時　平成29年６月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月14日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２９年（フ）第１２号
長野県佐久市甲1501番地５
債務者　栗林　恭子
1　決定年月日時　平成29年６月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月14日まで
長野地方裁判所佐久支部

平成２９年（フ）第７０号
長野県松本市安曇4306番地３　キャビンアパート202
債務者　古和田良男
1　決定年月日時　平成29年６月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月14日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２９年（フ）第９６号
長野県安曇野市穂高5735番地１　レジデンス穂高Ａ103号
債務者　丸山　　知
1　決定年月日時　平成29年６月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月14日まで
長野地方裁判所松本支部